

19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入に係る認定基準が見直されました

被扶養者として認定しようとする際に、年間収入を130万円未満とする認定要件について、対象者が19歳以上23歳未満の場合、150万円未満として取り扱うこととされました。取扱内容については以下のとおりです。

- 1 組合員の配偶者は対象となりません。
- 2 学生であることが要件とはなりません。年齢のみで判断します。
年齢については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。なお、民法の規定により、年齢は誕生日の前日において加算されます。

	▼18歳	▼19歳	▼20歳	▼21歳	▼22歳	▼23歳
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
扶養認定	130万	150万	150万	150万	150万	130万

令和7年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

- （参考）
- ・ 令和6年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
 - ・ 令和7年～令和10年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
 - ・ 令和11年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。

- 3 「150万円未満」を月額換算した場合は12万5千円未満、日額換算した場合は4,167円未満となります。
- 4 この取扱いの適用日は令和7年10月1日です。10月1日よりも前に遡って認定する場合の年間収入の要件は130万円未満となります。
- 5 年間収入額に関する認定要件以外の取扱いについては、従来どおりとなります。

・・・お問い合わせ先 | 保険課 資格調定担当 TEL 017-723-6521・・・